

千葉市地方卸売市場業務条例の 一部改正について

経済農政局 経済部 地方卸売市場

1 経緯と概要

- 令和7年6月に卸売市場法が改正（令和8年4月施行予定）されたことに伴い、千葉市地方卸売市場業務条例の一部を改正。
- 卸売市場法の改正は、食料の安定供給の実現等に向けた一連の法改正として行われた。

■ 関係法改正の経緯

◆ 令和6年6月 食料・農業・農村基本法の改正

- 食料の安定的な供給に向け、食料供給能力の維持や合理的な価格の形成に係る規定等を整備。

◆ 令和7年6月 食品等持続的供給法（※）の改正

（※）食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

- 合理的な費用を考慮した価格形成等に向け、取引に係る規制的措置や食品等事業者等に対する支援策を法制化
 - ➡ 農林水産大臣が指定した品目について、コスト指標を作成・公表する制度を整備
 - ➡ 取引の規制的措置の一つとして、事業者に対する努力義務を規定

◆ 令和7年6月 卸売市場法の改正

- 業務規程に「取り扱う指定飲食料品等」「指標」等の公表を規定することが、認定要件として追加される。
- 引き続き認定を受ける卸売市場は、施行日（改正法の公布後1年以内）までに業務規程の変更申請が必要。

2 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律の概要

食料安全保障の確保

- 基本理念について、
 - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
- 基本的施策として、
 - ①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集約化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

施行期日

令和6年6月5日

3 農林水産省による協議会等の開催

■ 適正な価格形成に関する協議会

- 令和5年8月から生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する**協議会**を実施。
- 協議会の下には、**飲用牛乳、豆腐、豆腐・納豆、米、野菜**のワーキンググループを設置し、具体的に議論

■ 食品産業の持続的な発展に向けた検討会

- 令和5年8月から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する**検討会**を開催。
- 検討会の下に、**食料安全保障、環境等配慮、人口減少社会**の3つのプロジェクトチームを設置し、議論

■ 主な構成員（例）

【生産者】	全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会 等
【製造業者】	食品産業センター、日本乳業協会
【流通業者】	全国中央市場青果卸売協会、日本加工食品卸協会
【小売業者】	日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会 等
【外食・中食業者】	日本フードサービス協会 等
【消費者】	日本生活協同組合連合会、全国消費者団体連絡会 等

4 食品等持続的供給法の概要

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定（(2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等）。

(2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
 - ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
 - ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
 - ④ 消費者選択支援事業活動
（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）
- ※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

〈支援措置〉

(2)の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資
農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等
（このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置）

(3)の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力。

(3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。

(4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。
（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。）
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

(5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

5 食品等の取引の適正化措置の全体像

食品等の取引の適正化に関する基本方針 (法第33条)

○ 取引適正化を推進する意義、判断基準の策定に係る考え方、コスト指標作成団体が果たす役割等を農林水産大臣が定める

飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本

飲食料品等の取引

売り手

買い手

取引における努力義務 (法第36条)

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力

取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能

努力義務の実施状況を判断するための基準
(判断基準) (法第37条)

- ⇒ 基本方針に基づき省令で策定
- ・ 協議の速やかな開始
 - ・ 協議における公表資料の尊重
 - ・ 検討結果の説明 等

指定飲食料品等

飲食料品等のうち、取引において、通常費用を認識しにくい品目を省令で指定 (法第41条第1項)

基本方針に基づき、コスト指標作成団体を農林水産大臣が認定 (法第42条第1項)

認定団体がコスト指標を作成・公表

実効性の確保

情報提供
措置の実施

農林水産大臣

情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査により、情報収集・状況把握 (フードGメン)

判断基準に基づき確認

適切な実施を確保するため必要な場合、指導・助言 (法第38条)

実施状況が著しく不十分な場合、実態の改善を勧告 (法第39条第1項) ※

勧告に従わない場合、事業者名、勧告した旨を公表 (法第39条第2項)

公正取引委員会への通知

※ 報告徴収・立入検査 (罰則あり) を実施。

6 卸売市場における取組イメージ

市場取引での対応

【価格形成関係】

○ 実施すべき取組のイメージ

- シーズンごとに取引条件を協議・考慮状況を説明

(運用による望ましい取組のイメージ)

- 希望価格を設定し、持ち越しながら販売
 - ① 卸売業者と出荷者がコストを踏まえて協議し、希望価格及びその価格での取扱数量を設定
 - ② 卸売業者は買受人にコスト指標と希望価格を示しながら販売
 - ③ 希望価格以上で販売できない売残りは、貯蔵して、翌日に希望価格で販売するなど、出荷者との間であらかじめ設定した条件に従って処理
- 特に、相場の上昇局面で、産地の状況を丁寧に説明し理解を求める。
- せりにおいては、コスト指標を掲示し、希望価格からせりを開始。成立しない場合は、相対取引に移行など。



✕ 不十分な取組のイメージ

【コストを踏まえた取引の拒否】

- 出荷者が卸売業者に対し、希望価格の設定を申し込んだところ、卸売業者が、保管能力等の合理的な理由なく拒否。
- ※ なお、希望価格・取扱数量の設定に当たっては、独禁法上、出荷者が売れ残りリスクを負うことが必要。

【納品価格の一方向的な決定】

- 相対取引において、卸売業者がコスト指標を示しているにもかかわらず、買受人がコストを著しく下回る価格での卸売を一方向的に求める。



【商慣習の改善に対する一方向的な非協力】

- 卸売業者から買受人に対し、外装汚破損等による返品基準の見直し等を申し出たところ、慣行を過剰に優先し、一方向的に協力しない。



7 今後の改正案イメージ

◆ 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>(取扱品目) 第3条[略] [新設]</p> <p>(開設者による卸売予定数量等の公表) 第57条[略] 2[略] [新設]</p>	<p>(取扱品目) 第3条[略]</p> <p><u>2 市長は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（前項に規定する取扱品目に該当するものに限る。以下「指定飲食料品等」という。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(開設者による卸売予定数量等の公表) 第57条[略] 2[略]</p> <p><u>3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条第2項の規定により公表した指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p>(2) <u>食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>

8 今後の改正案イメージ

◆公表案のイメージ案

※インターネットの利用、場内掲示板により公表予定

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

○食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第41条に基づき、農林水産大臣は、飲食料品等であって、取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを指定することができます。

当該、指定を受けた指定飲食料品等のうち、本市場において取扱のあるものは、以下のとおりです。

・取扱品目：○○

○上記品目について、法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は、以下のとおりです。

（認定団体が公表する資料を転記予定）

○法第36条に基づき、飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。

1 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。

2 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようにすること。